

岐阜県公報

第二千四百二号
平成二十四年十二月七日

(金曜日)

目次

告示

- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 七八九
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (同) 七九一
- 保安林の指定解除 (恵那農林事務所) 七九二

選挙管理委員会告示

- 個人演説会等を開催することができる施設の指定取消し (選挙管理委員会) 七九二
- 施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定 (同) 七九二
- 個人演説会等を開催することができる施設の所在地の変更 (同) 七九三
- 岐阜県知事選挙における候補者が手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者 (同) 七九三

公示

- 特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課) 七九三
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (同) 七九四
- 指定自立支援医療機関の指定 (保健医療課) 七九四
- 指定自立支援医療機関の変更届出 (同) 七九五
- 指定自立支援医療機関の指定辞退 (同) 七九五

正誤

- 建築基準法に基づく道路の位置指定中訂正 (建築指導課) 七九五
- 岐阜県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則中訂正 (公共建築住宅課) 七九六
- 土地改良区の定款の変更認可中訂正 (西濃農林事務所) 七九六

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる)
ときは翌日

平成二十四年十二月七日

告示

岐阜県告示第五百四十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十四年十二月七日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下田瀬	中津川市田瀬下田瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
他家	中津川市田瀬芝ヶ瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向田瀬2	中津川市田瀬向田瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向田瀬	中津川市田瀬向田瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柏原	中津川市福岡新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
直路	中津川市田瀬上田瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
直路2	中津川市田瀬上田瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上田瀬	中津川市田瀬上田瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上田瀬2	中津川市田瀬上田瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
知原	中津川市高山知原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

小洞谷	中津川市福岡柏原	次の図のとおり	土石流
浦谷	中津川市福岡浦	次の図のとおり	土石流
中佐屋谷	中津川市福岡柏原	次の図のとおり	土石流
横谷1	中津川市田瀬大榎	次の図のとおり	土石流
横谷2	中津川市田瀬大榎	次の図のとおり	土石流
玄麿谷	中津川市田瀬大榎	次の図のとおり	土石流
狩宿谷	中津川市田瀬狩宿	次の図のとおり	土石流
滝沢谷	中津川市田瀬狩宿	次の図のとおり	土石流
蛇引谷	中津川市田瀬矢平	次の図のとおり	土石流
馬返谷	中津川市田瀬上田瀬	次の図のとおり	土石流
古宿谷	中津川市田瀬上田瀬	次の図のとおり	土石流
岩須谷	中津川市下野岩須	次の図のとおり	土石流
田代川	中津川市下野岩須	次の図のとおり	土石流
松島川	中津川市福岡岩須	次の図のとおり	土石流
小池谷1	中津川市福岡小池	次の図のとおり	土石流
小池谷2	中津川市福岡小池	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県恵那土木事務所及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十四年十二月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

- 中津川市山口七三二の六
- 二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 三 解除の理由
道路用地とするため

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第百二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定の取消しについて、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

平成二十四年十二月七日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松 利幸

指定を取り消した施設

市町村名	施設名称	所在地	収容人員
恵那市	恵那市共同福祉会館	恵那市長島町正家一丁目5番地16	230人
岐阜市	岐阜市中央市民センター特別室	羽島郡岐阜町八剣7丁目107番地	72人

岐阜県選挙管理委員会告示第百三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定した

ので、その旨告示する。

平成二十四年十二月七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定する施設の名称等

名	称	所	在	地
社会福祉法人和光会	特別養護老人ホーム	岐阜市加納	豊岩町18番地2	
社会福祉法人井ノ口会	特別養護老人ホーム	大垣市北方町5丁目	25番地1	

岐阜県選挙管理委員会告示第四百四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり所在地の変更の報告があったので、その旨告示する。

平成二十四年十二月七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

所在地の変更

名	称	変	更	後	変	更	前
岐阜県厚生農業協同組合連合会	久美愛厚生病院	高山市中切町1番地1			高山市大新町5丁目	68番地	

岐阜県選挙管理委員会告示第五百五号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第八条第六項の

規定により、岐阜県知事の選挙における候補者が手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者を次のとおり定める。

平成二十四年十二月七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

日本放送協会岐阜放送局
株式会社岐阜放送

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十二月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年十一月五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ひなたぼっこぎふ
- 三 代表者の氏名 矢嶋 茂裕
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市日野南七丁目一番一七
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障がい児者及び疾病のある子どもとその家族に対する支援に関する事業を行い、子ども及びその家族の健康と生活の質の向上、福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十二月七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十四年十一月十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人Shiny Bear
- 三代 表 者 の 氏 名 大熊 俊宏
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市柳津町宮東三丁目一番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して口腔衛生・健康に関する事業を行い、健康医療に関する情報を提供し、人々の健康福祉に寄与することを目的とします。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十二月七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十四年十一月十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人希望の里
- 三代 表 者 の 氏 名 千葉 隆史
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市飯沼二〇五番地の三
- 五 定款に記載された目的 この法人は、不登校、引きこもり等の子供たちに対して、支援施設の運営を中心に社会復帰に関する事業を行い、若者の成長と生活の権利を保障・拡大し、子ども主体の教育のあり方を創造・発展させ、広く公益に貢献することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十二月七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十四年十一月十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人相続・遺言あんしんねっと
- 三代 表 者 の 氏 名 栗原 健治
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市美江寺町二丁目一番地蚕糸会館ビル1F
- 五 定款に記載された目的 この法人は、市民が心豊かに充実した生活を送れるよう、相続・遺言・財産管理等の相談及び支援を行うことにより、人権と財産権を擁護し、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十四年十二月七日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 年 月 日
しま調剤薬局	岐阜市西中島七の五の二二	精神通院	平成二四・三・一
スギ薬局 川辺店	加茂郡川辺町西栃井四五九番地	精神通院	平成二四・三・一

アサヒ調剤薬局 北一色店	岐阜市北一色六丁目三番一四	精神通院	平成二四・三・一
中部薬品 恵那薬局	恵那市長島町中野一の二三	精神通院	平成二四・三・一
くりの木薬局	中津川市苗木字那木三七二〇の一	精神通院	平成二四・三・一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十四年十二月七日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

（病院又は診療所）

名称	所在地	自立支援医療を担当する診療科名	自立支援医療の種類	変更年月日
公益社団法人岐阜病院	岐阜市日野東三の二三の六	精神科	精神通院	平成二四・四・一
社会医療法人厚生会 木沢記念病院	美濃加茂市古井町下古井五九〇	精神科 脳神経外科	精神通院	平成二四・一〇・一
高山赤十字病院	高山市天満町三の一	精神科	精神通院	平成二四・四・一
社会医療法人厚生会 多治見市民病院	多治見市前畑町三の四三	内科・小児科	精神通院	平成二四・四・一
はら内科クリニック	多治見市大畑町西仲根三番地の七	内科・神経内科	精神通院	平成二四・一〇・一

（薬局）

名称	所在地	自立支援医療の種類	変更年月日
K薬局	下呂市森二五六七番地一	精神通院	平成二四・三・一

古田調剤薬局	郡上市美並町白山七八三の一	精神通院	平成二四・四・九
有限会社 さくら薬局	飛騨市古川町三之町八の二九	精神通院	平成二六・八・二六

（指定訪問看護事業者等）

名称	所在地	自立支援医療の種類	変更年月日
訪問看護ステーション げんき	各務原市新鷺沼台三の六	精神通院	平成二四・八・六

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十四年十二月七日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

（病院又は診療所）

名称	所在地	自立支援医療を担当する診療科名	自立支援医療の種類	辞退年月日
小森内科胃腸科	揖斐郡大野町黒野六四五	内科・消化器科 内科・循環器科 内科・小児科 放射線科 呼吸器科	精神通院	平成二四・三・一

正 誤

（原稿誤り）

平成二十三年七月十九日第二千二百六十六号 建築基準法に基づく道路の位置指定

(岐阜県告示第三百九十九号) 二八六頁上段の岐阜建築事務所表中

瑞穂市馬場前

畑町三丁目一五番四

四・二八

は、

瑞穂市馬場前畑町三丁目一五番四

四・八二の誤り。

正誤

(原稿誤り)

平成二十四年八月一日号外(一) 岐阜県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(岐阜県規則第五十八号)三頁上段の表中「四六、〇〇〇」は「四六、一〇〇」の、「六四、〇〇〇」は「六四、一〇〇」の誤り。

正誤

(原稿誤り)

平成二十四年十一月十三日第二千三百九十六号 土地改良区の定款の変更認可七四二頁上段前から十一行目中「安八町南部土地改良区」は、「神戸町南部土地改良区」の誤り。

平成二十四年十二月七日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社